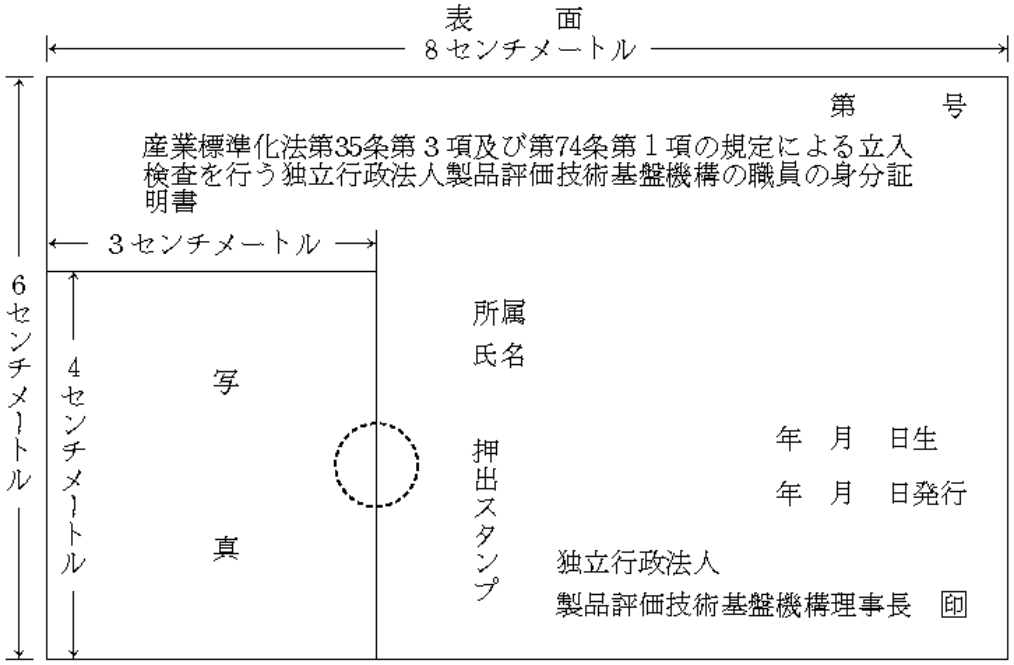
様式第４（第３条第２項関係）



裏　　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第35条

３　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第32条第１項から第３項までの認証を受けた電磁的記録作成事業者等（以下この項及び次条第３項において「認証電磁的記録作成事業者等」という。）に対し、これらの認証を受けた電磁的記録又は当該電磁的記録を記録した記録媒体に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証電磁的記録作成事業者等の事務所、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該電磁的記録若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその作成品質管理体制を検査させることができる。

５　第29条第２項及び第３項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

第74条　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第35条第１項から第３項までの規定による立入検査又は第54条第１項の規定による立入検査（第33条第１項又は第37条第６項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）を行わせることができる。

５　第１項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第29条第１項、第35条第１項から第４項まで、第54条第１項若しくは第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者